雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】【年度当初施行分】

1. 概要

- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号。以下「労推法」という。)及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)に基づく各種助成金等について、令和7年度分に係る制度の廃止や縮小を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。また、その他所要の改正を行う。
 - I. 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)の一部改正関係
 - 1. 早期再就職支援等助成金
 - 2. 人材確保等支援助成金
 - 3. キャリアアップ助成金
 - 4. 高年齡労働者処遇改善促進助成金
 - Ⅱ. 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下「労推則」という。)の一部改正関係
 - 1. 就職促進手当
 - Ⅲ. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則(昭和 51 年労働省令第 29 号。以下「建労 則」という。)の一部改正関係
 - 1. 人材確保等支援助成金

2. 根拠条項

- 雇用保険法第62条第1項及び第2項
- 労推法第 18 条及び第 19 条
- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条及び第47条

3. 施行期日等

- 公布日 令和7年3月31日
- 施行期日 令和7年4月1日

I. 雇保則の一部改正関係

3. キャリアアップ助成金

○ 短時間労働者労働時間延長コース助成金に係る暫定措置の規定の削除

短時間労働者労働時間延長コース助成金は、令和6年3月31日までの暫定措置として、その雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を3時間以上延長した、又は週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長するとともに賃金を一定の割合以上増額させたことにより当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合に、一の年度につき45人を上限として助成金を支給していたところ、令和7年度以降の支給申請が想定されないことから、短時間労働者労働時間延長メニュー助成金に係る暫定措置の規定を削除する。(雇保則附則第17条の3)

【暫定措置の概要】

要件		1 人当たり助成額	
所定労働時間の延長	賃金の増加	中小企業事業主	中小企業事業主以外
3 時間以上延長	_	23 万 7, 000 円	17万8,000円
2時間以上3時間未満	6%以上	11万7,000円	8万8,000円
延長			
1時間以上2時間未満	10%以上	5万8,000円	4万3,000円
延長			

^{※ 1}年度1事業所当たり支給申請上限人数45人まで。

[※] 令和6年3月31日までの暫定措置。